

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用に関する規則をここに公布する。

令和2年1月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 採用 会計年度任用職員の職に任命することをいう。

(条件付採用期間)

第3条 会計年度任用職員の採用は、その採用の日から起算して1か月間は条件付のものとする。

2 前項の条件付の採用は、前項の期間の満了前に広域連合長が別段の措置をとらない限り、当該期間が満了する日の翌日から正式のものとする。

(条件付採用期間の延長)

第4条 広域連合長は、前条第1項に規定する期間内において、実際に勤務した日数が15日に満たない会計年度任用職員について、その日数が15日に達するまでの間、条件付採用期間を延長することができる。

2 前項に定めるもののほか、正式採用となるための職務遂行能力の実証が十分でない認められる会計年度任用職員について、当該職員の任期を超えない範囲内で条件付採用期間を延長することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定

める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。